

## 委員会規則

JS1-00-3

公益社団法人 日本経営工学会

### (総則)

第1条 公益社団法人日本経営工学会（以下「本会」という）の委員会に関する事項は、定款に定めるものの他、この規則の定めによる。

### (委員会の目的)

第2条 委員会は本会のおのおの定められた会務の執行にあたり、併せて統一した意見の決定により理事会の諮問にこたえ、又意見を具申する機関とする。

### (委員会の設置)

第3条 常時設置する委員会を次のとおり定める。

- (1) 庶務委員会  
本会の規程の整備、本会の運営を円滑化するための会務。
- (2) 研究委員会  
経営工学関係の分野における研究・教育及び応用に関する活動を促進するため、その企画援助に関する会務。
- (3) 日本経営工学会論文誌編集委員会  
論文誌の編集発行及び論文発表の審査に関する会務。
- (4) 企画・行事委員会  
会員並びに非会員を対象とし、専門並びに関連分野の諸問題について啓蒙教育のための各種の行事に関する会務。
- (5) 会員委員会  
会員の入退会に関する件、また名簿作成など会員へのサービス・資格審査などについての会務。
- (6) 財務委員会  
財務に関する規定及び予算・決算その他を立案し諮問する会務。
- (7) 大会委員会  
春秋2回開催される大会の開催案内を作成・広報し、開催地に組織される大会組織委員会と連携して大会を運営する会務。大会開催時の関連行事が円滑に行われるように支援する会務。
- (8) 表彰委員会  
学会賞にふさわしい会員の推薦を受け、選考し学会賞候補者の決定に関する会務及び少社会員の学術奨励のため、選考委員を決め選考結果を検討して受賞者を決定す

る会務。

(9) 国際・渉外委員会

国内外関係学協会との情報交換を行う会務。

(10) 人材育成委員会

経営工学関連の学科及び大学院に学ぶ学生並びに少壮会員の実習、研究、資格取得等を助成する会務。

(11) 経営システム誌 編集委員会

経営システム誌の編集発行に関する会務。

(12) 支部委員会

本会の支部の整備及び支部活動に関する会務。

- 2 前項の他に特別に必要が生じた場合には、理事会の決議を経て特別委員会を設置することができる。

(構成員)

第4条 会長は、理事会の決議を経て、理事の中から1名を各委員会会務の掌理者（以下「会務担当理事」という）として委嘱する。

- 2 担当理事は委員会の委員を招集し会長に報告する。
- 3 委員会の委員は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 委員は、本会会員の中より委嘱する。ただし、特に必要のある場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第5条 常時設置する委員会の委員の任期は原則として2年とする。ただし、重任は2委員会までとする。

- 2 常時設置する委員会の委員は、委嘱2年後の春季社員総会後に任期が満了しても後任者が就任するまで、その任務を行うものとする。
- 3 特別委員会の委員の任期は、その都度定める。

(委員会の構成)

第6条 委員会には、委員長の他に必要に応じて副委員長を置くことができる。

- 2 委員長は、委員委嘱後開催される最初の委員会において互選する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員の増員を会務担当理事に諮り、理事会に要請することができる。
- 4 委員長は、委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。ただし、会務担当理事に諮り、会長に報告する必要がある。
- 5 副委員長は、委員の中より委員長が委嘱する。

(小委員会の設置)

第7条 委員会が必要に応じて、小委員会を設置することができる。

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が会務担当理事に諮った上で招集する。ただし、委嘱後最初の委員会の招集は会務担当理事が行う。

第9条 委員会の会議については、本会の会議規定を準用する。ただし、緊急を要する場合は、委員長は文書、電話または電子メール等の連絡によって委員の意見を聞き、会議にかえることができる。この場合、委員長はその経過および結果を記録し、次回委員会において報告しなければならない。

附則

- 1 この規則の担当は、庶務委員会とする。
- 2 この規則は、平成22年5月15日より施行する。
- 3 平成24年5月26日改訂する。
- 4 平成28年5月29日改正する。